

○小牧市移住支援事業費補助金交付要綱

令和元年 7 月 1 日

3 1 小商第 1 4 7 6 号

(通則)

第 1 条 小牧市移住支援事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付については、市費補助金等の予算執行に関する規則（昭和 3 4 年小牧市規則第 3 号。以下「規則」という。）の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

第 2 条 補助金は、東京圏から小牧市に移住して就業し、又は起業しようとする者に対し、その移住に要する資金の一部を補助することにより、市外からの移住及び定住を促進し、並びに市内中小企業等における人手不足の解消に資することを目的とする。

(定義)

第 3 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 東京圏 東京都、神奈川県、埼玉県及び千葉県をいう。

(2) 移住支援事業 東京圏から小牧市に移住して就業し、又は起業しようとする者が、小牧市に転居して就業し、又は起業し、及び定着するに至った場合に、愛知県と小牧市が共同してその者に補助金を交付する事業をいう。

(3) マッチング支援事業 愛知県が行う次に掲げる事業をいう。

ア 職業安定法（昭和 2 2 年法律第 1 4 1 号）第 4 条第 6 項に規定する募集情報等提供事業として、東京圏の求職者に対して訴求力の高いインターネットサイト（以下「マッチングサイト」という。）を開設し、及び運営する事業

イ マッチング支援事業に参加する市町村、経済団体等の協力を得て選定した中小企業等（以下「選定企業」という。）の求人広告をマッチングサイトへ掲載する事業

ウ 選定企業に対して求人広告の作成を支援する事業

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業は、移住支援事業及びマッチング支援事業又は愛知県以外の道府県が実施する同種の事業を利用して、東京圏から小牧市に移住して就業し、又は起業する事業とする。

(補助対象者)

第5条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 移住元に関し、次のいずれかに該当すること。

ア 小牧市に住民票を移す直前の10年間のうち、通算5年以上、東京23区に在住していたこと。

イ 小牧市に住民票を移す直前の10年間のうち、通算5年以上、東京圏のうち条件不利地域（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、離島振興法（昭和28年法律第72号）、半島振興法（昭和60年法律第63号）及び小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）で規定される条件不利地域を有する市町村（政令指定都市を除く。）、及び平成22年から令和2年の人口減少が10%以上の市町村をいう。以下同じ。）以外の地域に在住し、及び東京23区への通勤（雇用者としての通勤の場合にあっては、雇用保険の被保険者としての通勤に限る以下同じ。）をしていたこと。

ウ 小牧市に住民票を移す直前の10年間のうち、通算5年以上、東京圏のうち条件不利地域以外の地域に在住し、東京23区内の大学等（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する大学及び高等専門学校をいう。以下同じ。）へ通学し、並びに東京23区内の企業等へ就職し、及び通勤をしていたこと。ただし、当該通学期間は修業年限（高等専門学校は2年間）を上限とする。

(2) 移住元に関し、次のいずれかに該当すること。

ア 小牧市に住民票を移す直前に連続して1年以上、東京23区に在住

していたこと

イ 小牧市に住民票を移す直前に連続して1年以上、東京圏のうち条件不利地域以外の地域に在住し、及び東京23区への通勤をしていたこと。ただし、東京23区への通勤の期間については、住民票を移す3月前までを当該1年の起算点とすることができる。

ウ 小牧市に住民票を移す直前に連続して1年以上、東京圏のうち条件不利地域以外の地域に在住し、東京23区内の大学等へ通学し、並びに東京23区内の企業等へ就職し、及び通勤をしていたこと。ただし、東京23区への通学及び通勤の期間については、住民票を移す3月前までを当該1年の起算点とすることができる。

(3) 移住先に関し、補助金の申請時において、補助金の申請日から5年以上継続して居住する意思を有していること。

(4) 就業する場合にあっては、次のいずれにも該当すること。

ア 勤務地（就業場所をいう。以下同じ。）が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること。

イ 小牧市に転入した日において満50歳以下であること。

ウ 就業先がマッチングサイト又は愛知県以外の道府県が運営する同種のインターネットサイトに掲載されている求人であること。

エ 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて選定企業又は愛知県以外の道府県が移住支援事業と同種の事業の対象としている法人等に就業し、かつ、補助金の申請時において当該法人等に就業していること。

オ 求人への応募日がウの掲載の日以後であること。

カ 就業先の法人等に、補助金の申請日から5年以上継続して勤務する意思を有していること。

キ 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

(5) 関係人口（小牧市又は地域の人々と関わりを有する者をいう。以下同じ。）として第7条の申請をする者にあつては、前号の規定にかかわ

らず、次のいずれにも該当すること。

ア 市内に居住していたこと、又は市内の高等学校を卒業していること。

イ 農林水産業に就業していること。

(6) 起業する場合にあっては、前号前 2 号の規定にかかわらず、愛知県が実施するあいちスタートアップ創業支援事業費補助金事業の起業支援金（以下「起業支援金」という。）の交付決定を受けていること。

(7) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条に規定する風俗営業その他の業種及びこれに相当すると市長が認めた業種又はギャンブルに係る業種を営む者でないこと。

(8) 日本人であること又は外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者若しくは特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。

(9) 市長が補助金の交付の対象として不適当と認めた者でないこと。

2 補助対象者のうち 2 人以上の世帯向けの補助金の交付の対象となる者は、前項各号及び次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 補助対象者を含む 2 人以上の世帯員が、移住元において同一世帯に属していたこと。

(2) 補助対象者を含む 2 人以上の世帯員が、補助金の申請時において同一世帯に属していること。

(3) 補助対象者以外の世帯員が、いずれも平成 31 年 4 月 1 日以後に小牧市に転入したこと。

(4) 補助対象者以外の世帯員が、いずれも補助金の申請時において小牧市に転入後 1 年以内であること。

(5) 補助対象者以外の世帯員が、いずれも前項第 5 号に掲げる者でないこと。

(6) 補助対象者以外の世帯員が、いずれも補助金の交付を受けていないこと。

（補助金の額）

第 6 条 市は、予算の範囲内において、2 人以上の世帯の場合にあっては 1 0 0 万円を、単身の場合にあっては 6 0 万円を補助対象者に交付する。

2 次条に規定する小牧市移住支援事業費補助金交付申請書が市長に提出された日の属する年度の 4 月 1 日時点において 1 8 歳未満の世帯員（補助対象者の配偶者を除く。）を帯同している場合は、当該世帯員 1 人につき 1 0 0 万円を前項に規定する 2 人以上の世帯に係る補助金の額に加算する。

（交付の申請）

第 7 条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、小牧市に転入後 1 年以内の間に、小牧市移住支援事業費補助金交付申請書（様式第 1。以下「交付申請書」という。）及び就業証明書（様式第 2）を市長に提出しなければならない。

（交付の決定）

第 8 条 規則第 7 条の通知は、小牧市移住支援事業費補助金交付決定通知書（様式第 3）による。

2 市長は、補助金を交付しないことを決定したときは、小牧市移住支援事業費補助金不交付決定通知書（様式第 4）により申請者に通知するものとする。

（実績報告）

第 9 条 規則第 1 2 条の規定による実績報告は、第 7 条の申請をもって、これに代えるものとする。

（額の確定）

第 1 0 条 規則第 1 3 条の規定による額の確定の通知は、第 8 条第 1 項の通知をもって、これに代えるものとする。

（補助金の交付）

第 1 1 条 補助金の交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、補助金の請求をしようとするときは、第 8 条第 1 項の通知を受けた日から起算して 2 0 日以内に小牧市移住支援事業費補助金交付請求書

（様式第 5）を市長に提出しなければならない。ただし、最終請求日は、第 7 条の申請をした日の属する年度の翌年度の 4 月 3 0 日とする。

2 補助金は、前項の請求書を受け取った日から起算して 3 0 日以内に交付するものとする。

（申請の取下げ）

第 1 2 条 第 7 条の申請の後に当該申請の取下げをしようとする者は、遅滞なく、小牧市移住支援事業費補助金交付申請取下書（様式第 6）により市長に届け出なければならない。

（事情変更による交付の決定の取消し等）

第 1 3 条 市長は、交付決定者が次の表の取消事由の欄に掲げる事由のいずれかに該当する場合は、それぞれ同表の取り消される補助金の額の欄に掲げる額の補助金について、補助金の交付の決定を取り消すものとする。

取消事由	取り消される補助金の額
虚偽の申請その他の不正な行為等により補助金の交付を受けたことが明らかになった場合	交付決定額の全額
補助金の申請日から 3 年未満の間に、小牧市以外の市町村に転出した場合	
補助金の申請日から 1 年以内に、補助金の交付の要件を満たす職を辞した場合	
起業支援金の交付決定を取り消された場合	
補助金の申請日から 3 年以上 5 年以内の間に、小牧市以外の市町村に転出した場合	交付決定額の半額

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消したときは、小牧市移住支援事業費補助金交付決定取消通知書（様式第 7）により交付決定者に通知するものとする。

3 市長は、第 1 項の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて交付決定者にその返還を命ずるもの

とする。

- 4 第2項の通知を受けた者で、次の各号に掲げる理由のいずれかに該当することにより補助金の返還の免除を受けようとするもの（以下「返還免除申請者」という。）は、小牧市移住支援事業費補助金返還免除申請書（様式第8）に当該理由を証する書面を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 雇用企業の倒産等の事業主都合による離職

(2) 天災地変による転居又は離職

(3) 病気による転居又は離職

(4) その他市長がやむを得ないと認める理由

- 5 市長は、前項の申請を受けたときは、補助金の返還の免除の可否を決定し、免除を承認する旨の決定をしたときは小牧市移住支援事業費補助金返還免除承認通知書（様式第9）により、免除を承認しないこととする決定をしたときは小牧市移住支援事業費補助金返還免除不承認通知書（様式第10）により当該返還免除申請者に通知するものとする。

（加算金及び遅延利息）

第14条 交付決定者は、前条第3項の規定により補助金の返還を命ぜられたときは、当該補助金の受領の日から納付までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を返還した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき、年10.95パーセントの割合で計算した加算金を市に納付しなければならない。

- 2 前項の規定により、加算金を納付しなければならない場合において、交付決定者の納付した金額が返還を命ぜられた補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命ぜられた補助金の額に充てられたものとする。

- 3 交付決定者は、補助金の返還を命ぜられ、これを期限までに納付しなかったときは、納期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した遅延利息を市に納付しなければならない。

4 第1項の加算金及び前項の遅延利息に100円未満の端数があるとき、又はその金額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

5 市長は、第1項及び第3項の場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、加算金又は遅延利息の全部又は一部を免除することができる。

6 第1項及び第3項に規定する年当たりの割合は、^{じゅん}閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

(届出等)

第15条 交付決定者は、交付申請書の記載内容に変更が生じたとき又は変更が生じることが分かったときは遅滞なく、第7条の申請をした日から起算して1年、2年、3年、4年及び5年を経過した各時点においては速やかに、小牧市移住支援事業費補助金住居・勤務地等変更届出書(様式第11)に次に掲げる書類を添えて市長に届け出なければならない。

(1) 住民票の写し

(2) 雇用保険離職票又は受給資格喪失届(離職の場合に限る。)

(3) 辞令(転勤の場合に限る。)

(4) その他変更内容が確認できる書類

2 交付決定者が就業する法人等は、交付決定者が第7条の申請をした日から起算して1年を経過した時点において、速やかに就業証明書の記載内容に係る変更の有無を、小牧市移住支援事業費補助金住居・勤務地等変更届出書(様式第12)により市長に届け出なければならない。この場合において、届出に添付する書類については、前項の規定を準用する。

(雑則)

第16条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年7月1日から施行する。

附 則 (令和3年2小商第1393号)

- 1 この要綱は、令和 3 年 2 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の小牧市移住支援事業費補助金交付要綱の規定は、令和 2 年度以後の年度分の予算に係る補助金について適用する。
- 3 この要綱の施行の際現に改正前の小牧市移住支援事業費補助金交付要綱の規定に基づいて作成されている用紙は、改正後の小牧市移住支援事業費補助金交付要綱の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

附 則（令和 3 年 3 小商第 5 5 4 号）

この要綱は、令和 3 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（令和 4 年 3 小商第 1 6 5 5 号）

- 1 この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の小牧市移住支援事業費補助金交付要綱（以下「新要綱」という。）の規定は、この要綱の施行の日以後の転入に係る補助金について適用し、同日前の転入に係る補助金については、なお従前の例による。
- 3 この要綱の施行の際現に改正前の小牧市移住支援事業費補助金交付要綱の規定に基づいて作成されている用紙は、新要綱の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

附 則（令和 5 年 4 小商第 1 8 9 3 号）

- 1 この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の小牧市移住支援事業費補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後の転入に係る補助金について適用し、同日前の転入に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則（令和 5 年 5 小商第 2 0 2 7 号）

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 7 年 7 小商第 3 3 9 号）

- 1 この要綱は、令和 7 年 7 月 1 日から施行する。
 - 2 この要綱の施行の際現に改正前の小牧市移住支援事業費補助金交付要綱の規定に基づいて作成されている用紙は、改正後の小牧市移住支援事業費補助金交付要綱の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。
- 。